

「指定児童発達支援」

契約書・重要事項説明書

NPO法人 なないろ
きっずぱれっと西富井

(指定 第3350200550号)

重 要 事 項 説 明 書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1 経営法人（サービスを提供する事業者）

- (1) 法人名 NPO法人 なないろ （法人番号 5260005010105）
- (2) 所在地 〒712-8012 岡山県倉敷市連島 4 丁目 1 番 7 号
- (3) 代表者氏名 理事長 三宅 宏幸
- (4) 設立年月日 平成 28 年 6 月 1 日

2 利用事業所

I. 事業所の概要

- (1) 事業所名 きっずぱれっと 西富井 （事業所番号 3350200550）
- (2) 種類 指定児童発達支援
令和 4 年 8 月 1 日 指定更新
- (3) 目的 利用児及び保護者（以下「利用者」という。）の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供
- (4) 所在地 〒710-0845 岡山県倉敷市西富井 636 番地 30
- (5) 電話番号 086-476-7716
- (6) 運営方針 障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に
適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並
びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行な
うとともにその保護者の指導を行うものとする。
- (7) 開設年月日 平成 28 年 8 月 1 日
- (8) 利用定員 月曜日から金曜日 （単位 1）4 名、（単位 2）6 名、
土曜日 （単位 3）5 名、（単位 4）5 名

II. 事業実施地域及び営業日・営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 倉敷市全域 （ただし児島地区を除く）
- (2) 営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。 ただし、事業所の定める日、臨時休業日、祝日を除く
受付時間	8：30 から 17：30 までとする。
サービス提供時間	（単位 1）、（単位 3） 8：50 から 12：00 までとする。 （単位 2）、（単位 4） 13：30 から 16：50 までとする。

Ⅲ. 設備等の概要等

(1) 当事業所の施設設備等の概要は以下のとおりです。

施設設備の種類	室数・台数等	備 考
指導訓練室	2 室	指導訓練室 1 (療育・活動室：44.88 m ²) 指導訓練室 2 (個別支援室：7.45 m ²)
事務室兼相談室	1 室	19.36 m ²
洗面所	1 ヶ所	指導訓練室 1 内に設置
便所	2 ヶ所	指導訓練室 1、事務室兼相談室に併設
消防設備 (誘導灯)	1 台	消防法に基づき設置
消防設備 (消火器)	1 台	消防法に基づき設置
送迎車両	2 台	日産/セレナ、スズキ/スペーシア

(2) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所内の設備、器具は本来の用途や使用方法に従ってご利用ください。用途や使用方法に反したご利用により破損や故障等が生じた場合、賠償していただきます。

Ⅳ. 職員の配置状況

当事業所では、利用児に対して指定児童発達支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置し職務に当たっております。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(1) 主な職員の配置

職種	常勤	非常勤	指定基準
1. 管理者	1 名 (兼務)		1 名
2. 児童発達支援管理責任者	1 名 (兼務)		1 名
3. 保育士	3 名	2 名	2 名
4. 児童指導員	1 名	1 名	
5. 障害福祉サービス経験者	0 名	0 名	
6. その他の職員	0 名	1 名	

※ 都合により変更させていただく場合があります。

(2) 主な職務の内容

職務名	内容
1. 個別療育支援	利用児の発達状況に合わせた教材を用い、個別の発達を促す支援
2. 集団療育支援	利用児の発達状況に合わせ、小集団での活動の場からスモールステップにて、対人関係の習得を促す支援
3. 日常生活支援	あいさつ、清潔、排泄等の日常生活スキルの支援
4. 送迎	一部の利用希望者に対して、安全に、利用児宅や保育園等との送迎を行なう。

3 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用児に対して次のサービスを提供します。

- (1) 児童発達支援給付費から給付されるサービス
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス〔(1)以外のサービス〕

(1) 児童発達支援給付費から給付されるサービス

I. 当事業所が提供するサービス（契約書第3条参照）

当事業所では、次のサービス内容から「児童発達支援計画」を定めて、サービスを提供します。「児童発達支援計画」は、市町村が決定した通所給付費の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「児童発達支援計画」は、利用者に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

＜サービスの区分及びサービス内容＞

- ① 日常生活における基本的動作の訓練・指導
日常生活の基本的動作習得を支援します。
- ② 集団生活への適応訓練
集団生活への適応力習得を支援します。
- ③ 創作的な活動の指導
ご利用児の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の向上を図るための訓練を実施します。
- ④ レクリエーション行事
集団ゲーム等のレクリエーションを実施します。
- ⑤ 利用児の自宅又は保育園と事業所間の送迎
ご希望により往復 30 分の範囲内で送迎をします。但し、送迎職員や送迎車両の確保が困難な場合はお断りする事があります。尚、チャイルドシート・ジュニアシート使用にて、車の乗れる習慣のついていることが前提です。
- ⑥ 相談及び援助
当事業所では、常に利用児の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。また、利用者に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携をはかります

II. 通所利用者負担額（契約書第4条参照）

上記（1）の児童発達支援給付費から給付されるサービスについては、サービス利用料金全体のうち 9 割が児童発達支援給付費の給付対象となります。事業者が児童発達支援給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます（定率負担）。

なお、児童発達支援給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払い※1の場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

※1 償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を事業者に支払い、後に支払額のうち 9 割が市町村から返還されるものです

次の料金表によって、サービス利用料金から、児童発達支援給付費の給付額（全体額の 9 割）を除いた金額（全体額の 1 割＝通所利用者負担額）を、利用者にお支払いいただきます。（別途、個別減免等の負担軽減措置等がございます。）

【きつぱれっと西富井が行う児童発達支援に係る 1 回あたりの利用料金】

倉敷市の地域区分 1 単位=10 円 (2024.6.1～)

1. 児 童 発 達 支 援	基本サービス費（区分別）		区分2		区分3	
			（1 時間 30 分超 3 時間以下）		（3時間超 5時以下）	
			9,280 円	[928 単位]	9,800 円	[980 単位]
	加 算 分	児童指導員等加配体制加算	1,870 円	[187 単位]	1,870 円	[187 単位]
		専門的支援加算	1,230 円	[123 単位]	1,230 円	[123 単位]
福祉専門職員配置等加算		60 円	[6 単位]	60 円	[6 単位]	
合 計 [総単位数]		11,210 円	[1,121 単位]	12,960 円	[1,296 単位]	
2. 1 のうち、児童発達支援給付費が 給付される金額			10,089 円		11,664 円	
3. 1 のうちサービス利用に係る 自己負担額（定率負担）			1,121 円		1,296 円	

① 事業所が個別の対応による個別加算（対象者に対する）について

* 家族支援加算Ⅰ

（居宅訪問 1 時間未満 2,000 円 [200 単位]・居宅訪問 1 時間以上 3,000 円 [300 単位]、事業所等で対面 1,000 円 [100 単位]、オンライン 800 円 [80 単位]）で相談支援等を行った場合、一月に 4 回まで加算されます。なお、その額の 1 割が自己負担額に加算されます。

* 家族支援加算Ⅱ

（事業所等で対面 800 円 [80 単位]、オンライン 600 円 [60 単位]）でグループでの相談支援等を行った場合、一月に 4 回まで加算されます。なお、その額の 1 割が自己負担額に加算されます。

* 子育てサポート加算

（800 円 [80 単位]）保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合、一月に 4 回まで加算されます。なお、その額の 1 割が自己負担額に加算されます。

* 欠席時対応加算

（940 円 [94 単位]）急な欠席（利用日を中止した日の 2 営業日前までの間のキャンセル）の場合、一月に 4 回まで加算されます。なお、その額の 1 割が自己負担額に加算されます。

* 専門的支援実施加算

（1,500 円 [150 単位]）理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合、一月に 4 回（利用に数等に応じて最大月 6 回）まで加算されます。なお、その額の 1 割が自己負担額に加算されます。

* 送迎加算

（片道 540 円 [54 単位]）送迎サービスを利用される場合、加算されます。なお、その額の 1 割が自己負担額に加算されます。

* 関係機関連携加算（Ⅱ）

（2,000 円 [200 単位]）日々通っている保育所、幼稚園、認定こども園等の関係機関との会議等により情報連携を行った場合、一月に 1 回まで加算されます。その額の 1 割が自己負担額に加算されます。

② 福祉・介護職員等の処遇改善に関わる加算について

*福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

（所定単位数※1×10円×1000分の131）円が加算されます。なお、その額の1割が自己負担額に加算されます。

※1 所定単位数…基本サービス単位に各種加算および減算を加えた総単位数

③ 利用者負担額の上限等について

サービス利用料金のご負担いただく金額については、市町村が発行する通所受給者証に記載された金額の範囲内の額といたします。

〔利用者負担に関する月額上限〕

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般1	市町村民税課税世帯で、市町村民税所得割が28万円未満を課税されている方	4,600 円
一般2	上記以外	37,200 円

〔受給者証 28 頁（倉敷市の場合）利用者負担に関する事項 参照〕

1 ヶ月あたりのサービス利用にかかる「通所利用者負担額」については、利用者が属する世帯の収入・資産に応じて上表のとおり 4 区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

④ 児童発達支援等の利用者負担の無償化について ※対象児は受給者証に記載

満3歳になって初めての4月1日から3年間利用者負担が無償化されます。

（2）利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス〔（1）以外のサービス〕

次のサービスについては、児童発達支援給付費の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、次の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

特別なサービスの提供とこれに伴う費用

（2019.4.1～）

内 容	金 額
i 日用品費	実費
ii 複写物の交付費 ※領収書の複写はできません。	10円/枚

（3）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記(1)及び(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、翌月 10 日頃迄にご請求しますので、翌月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 事業所指定の金融機関の口座への振込んでいただく方法

(※振込手数料は、ご利用者負担にて振込んでください。)

(1) 指定金融機関

振込先 水島信用金庫 矢柄支店
口座番号 普通預金 0137808
口座名 エヌビーオーハウジング ナナイロ リジ ミヤケ ヒロユキ
NPO法人 なないろ 理事 三宅 宏幸

(2) 指定金融機関

振込先 中国金庫 連島支店
口座番号 普通預金 2519648
口座名 エヌビーオーハウジング ナナイロ リジ ミヤケ ヒロユキ
NPO法人 なないろ 理事 三宅 宏幸

イ. 直接事業所の窓口でお支払いいただく方法(推奨)

指定の集金袋を請求時にお渡しします。

(4) 領収証の発行

領収証は口座振り込みの場合、入金月の翌月に発行します。また窓口の場合は、基本入金時に発行します。また、領収書の紛失等により、領収証の再発行が必要となった場合、再発行はできかねますので、お手元に届いた領収書は、大切に保管いただきますようお願いいたします。ただし、領収書の代わりに支払証明書を発行させていただきます。(支払証明書 発行手数料：1回あたり500円)

4 サービスの利用にあたっての留意事項

(1) 受給者証(市町村の支給決定内容等)の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 児童発達支援計画の確認

利用児及び保護者の生活に対する意向に配慮しながら「児童発達支援計画」を作成します。作成した「児童発達支援計画」については、案の段階で内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(3) 登園・降園時間

設定している登・降園時間に前後してしまいますと、他の方の時間と重なりますので、設定時間内にお越しくださいますよう、お願い申し上げます。

(4) 振替利用及び支給量内における追加利用

利用曜日が休館日やキャンセル等で利用できなかった場合、または支給量内での追加利用を希望される方は事前に申し出てください。キャンセル等による空き情報をお伝えいたします。

(5) 著しいキャンセル・欠席等が見受けられる場合の対応

連絡のない欠席や、著しくキャンセルや欠席等が続く場合は、計画利用回数の変更、または契約を解除する場合があります。

5 非常時における対応方法

(1) 急変時における対応

サービスの提供中に利用児の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかにご家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

(2) 事故発生時の対応方法について

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用児のご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況な事故に際してとった処置について記録します。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。損害賠償責任保険：東京海上日動火災保険株式会社

(3) 非常災害対策について

- ① 防火管理者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害の場合には、マニュアルにより迅速に対応します。
- ③ 年2回定期艇に非難訓練その他必要な訓練を実施します。

※ 近隣の指定緊急時避難場所

◇岡山県立倉敷中央高等学校 ◇倉敷市立南中学校

6 協力医療機関

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、次の協力医療機関において診療を受けることができます。

名 称	医療法人 たかや内科小児科
所 在 地	〒710-0803 岡山県倉敷市中島 2769 番地 1
連 絡 先	086-466-0550
診療科目	内科・小児科・循環器科・胃腸科

7 利用児の記録や個人情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用児の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

(1) 当事業所における記録の項目は次のとおりです。

- ① サービスに係る必要な事項の提供の記録
 - ② 児童発達支援計画
 - ③ 利用児の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、条例で義務付けられた市町村への通知に係る記録
 - ④ やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由などの記録
 - ⑤ 利用者からの苦情の内容等の記録
 - ⑥ 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から 5 年間です。

- ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、月～金曜日の午前9時～午後5時です。
- (2) 当事業所における利用目的は次のとおりです。次の事項以外の利用目的で情報を利用する場合には、事前にご利用者に同意を得た上で実施いたします。
- ① サービス提供及び管理運営、請求等に係る業務
 - ② 他事業所等への情報提供に伴う利用

8 人権擁護及び虐待防止のための措置について

事業者は、障害児及び通所決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定 虐待防止に関する責任者： 管理者 三宅 宏幸
- ② 苦情解決体制の整備
- ③ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

9 サービス提供開始予定日について

指定児童発達支援の提供開始日は、令和 年 月 日を予定します。

10 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 管理者 管理者 三宅宏幸

○苦情受付窓口（担当者） 保育士 大熊有理

○TEL 086-476-7716 FAX 086-476-7726

（受付時間 月曜日～土曜日（年末年始、祝日は除く） 8：30～17：30）

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

◇倉敷市障がい福祉課（倉敷市西中新田640 倉敷市役所）

○TEL 086-426-3305 FAX 086-421-4411

（受付時間 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 8：30～17：15）

◇岡山県運営適正化委員会（岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ）

○TEL 086-226-9400（FAX 兼用）

（受付時間 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 8：30～17：15）

11 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価 なし

12 重要事項説明について

令和 年 月 日

指定児童発達支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	法人所在地	岡山県倉敷市連島4丁目1番7号	
	法人名	NPO法人 なないろ	
	代表者氏名	理事長 三宅 宏幸	印
	事業所所在地	岡山県倉敷市西富井636番地30	
	事業所名	きっずぱれっと 西富井	
	電話番号	(086) 476-7716	
	説明者職氏名	管理者 三宅 宏幸	印

私は、重要事項説明書を受領し、事業者から重要事項の説明を受け、指定児童発達支援の提供開始にあたり、利用児及び家族等の個人情報を利用目的の必要最低限の範囲内で個人情報を使用、提供、または収集することについて、保護者を代表し同意します。

利用者

保護者代表	住所	_____	
	氏名	_____	印
	電話番号	() -	

利用児	児童氏名	_____
-----	------	-------

利 用 契 約 書

利用児及び保護者（以下「利用者」という。）とNPO法人なないろ（以下「事業者」という。）は、きつぱれっと西富井（以下「事業所」という。）が利用児に対し提供する児童福祉法に基づく児童発達支援事業（以下「指定障害児通所支援」という。）について、次のとおり契約します。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 この契約は、児童福祉法の理念にのっとり、利用児がその有する能力及び適性に
応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援
計画（以下「児童発達支援計画」という。）に基づき利用児に対して必要なサービスを
適切に行うことを定めます。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、受給者証の支給決定期間と同じとし、利用者と事業者双方から
申し出がない場合は、就学時までそのまま自動更新といたします。

（児童発達支援計画）

第3条 事業者は、利用児の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が
希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、児童発達支援計画
を作成します。

2 事業者は、児童発達支援計画の内容について保護者に対して説明し、文書により
同意を得ることとします。

3 事業者は、児童発達支援計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも6ヶ月
に1回以上児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画の変
更を行います。変更については保護者に説明をし、文書により同意を得ることとし
ます。

（利用料金）

第4条 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する指定障害児通所支援の給付費に対
して、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から給付
費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1月
の負担の上限額となります。）を事業者に支払います。なお、給付費の額については、
事業者が市町村から代理受領いたしますので、利用者が直接支払う必要はありません。

- 2 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外サービス（実費）に対して、所定の料金を事業者に支払います。
- 3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービス内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ることとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

（利用料の支払い方法）

第5条 利用者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額（以下「利用料金」という。）を月ごとに事業者に支払います。

- 2 事業者は、利用料金に係る請求書を、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、請求があった利用料金について、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに事業者へ支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収証を交付します。

第3章 事業者の義務等

（説明義務）

第6条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行います。

（安全配慮義務並びに事故発生時の対応）

第7条 事業者は、サービスの提供にあたって利用児の生命、身体への安全確保に配慮します。

- 2 事業者は、利用児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

（緊急時の援助）

第8条 事業者は、利用児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

- 2 前項のほか、事業者は、利用児の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 事業者は、利用児に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(秘密の保持)

第10条 事業者は、業務上知り得た利用者等の秘密を保持します。

- 2 事業者は、保育所・幼稚園・認定こども園並びに他の指定障害児通所支援事業者・指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

第4章 利用者の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第11条 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとしてします。

- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとしてします。
- 3 利用児の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとしてします。
- 4 利用者は、サービスをキャンセル（欠席）する場合は、必ず事業所に対してその理由等を含めて早急に連絡するものとしてします。
- 5 利用者は、出席停止基準に該当する感染症に罹患した場合は、必ず事業所に対して連絡をし、当該期間の利用を停止するものとしてします。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償)

第12条 事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、利用児に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとしてします。
- 3 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - (1) 利用者等が、契約締結時に利用児のその心身の状況及び病歴や行動障害等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - (2) 利用児の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

第6章 契約の終了

（契約の終了）

第13条 利用者は、30日以上予告期間において文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。

2 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、利用者はただちにこの契約を解除することができます。

- （1）事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
- （2）事業者が第10条に定める（秘密の保持）に違反した場合
- （3）事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
- （4）他の利用児が利用児の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

4 前項にかかわらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。

- （1）利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- （2）利用者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- （3）利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- （4）計画している利用が著しくキャンセルや欠席が続いた場合
- （5）事業所に連絡がないキャンセル（欠席）が続いた場合
- （6）利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。
- （7）天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
- （8）利用児が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合
- （9）利用児が死亡した場合。

第7章 その他

（苦情解決）

第14条 利用者は、事業者が提供するサービスに関して、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要

性及びその方法等について、利用者に文書で報告します。

- 3 事業者は、利用者が苦情を申し立てたことを理由として、利用児に対し、不利益となるような対応はしません。

（合意管轄）

第15条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要がある際は、事業者事務所を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審管轄裁判所とすることに合意します。

（協議事項）

第16条 この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法の関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者

保護者代表	住 所	_____	
	氏 名	_____	印
	電 話 番 号	() -	

利用児	児 童 氏 名	_____
-----	---------	-------

事業者	法 人 所 在 地	岡山県倉敷市連島4丁目1番7号	
	法 人 名	NPO法人 なないろ	
	代 表 者 氏 名	理事長 三宅 宏幸	印
	事 業 所 所 在 地	岡山県倉敷市西富井636番地30	
	事 業 所 名	きっずぱれっと 西富井	
	電 話 番 号	(086) 476-7716	
	職 務 代 理 者	管理者 三宅 宏幸	印